

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 65 号

令和 8 年 6 月 1 日 決 裁

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項の表中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。